# 端末設備貸出サービスに係る利用規約

実施　平成16年９月15日
ＮＴＴ西日本株式会社

（総則）
第１条　当社は、当社が別に定める音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）及びこの「端末設備貸出サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定める音声利用ＩＰ通信網サービスに関する附帯サービスとして端末設備貸出サービス（当社から音声利用ＩＰ通信網サービスの提供を受けるために必要となる約款別記10の２で定める端末設備を契約者（その端末設備がISDN回線対応端末収容装置又は身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用ＩＰ通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その音声利用ＩＰ通信網サービスに係る契約を締結している者が指定する者とします。以下同じとします。）へ貸与するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。
２　この規約の規定が、約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定がこの規約の規定に優先して適用されるものとします。
３　当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。
４　当社は、前項の変更を行う場合は、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
５　契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

（用語）
第２条　この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

（契約の単位）
第３条　当社は、第１種契約、第２種契約又は第４種契約１契約ごとに１の本サービスに係る利用契約を締結します。ただし、ISDN回線対応端末収容装置又は身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用ＩＰ通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、その契約者及びその契約者が指定する者が、それぞれ１の本サービスに係る利用契約を締結します。

（利用契約）
第４条　契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ当社所定の申込書を提出していただきます。
２　当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
３　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
（1）申込のあった端末設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
（2）申込のあった端末設備を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
（3）契約者が、音声利用ＩＰ通信網サービス又は本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
（4）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（端末設備の移転）
第５条　当社は、契約者から請求があったときは、その端末設備の移転を行います。
ただし、利用回線の移転に伴うものでない場合はこの限りでありません。

（端末設備の利用の一時中断）
第６条　当社は、その端末設備に係る第１種契約、第２種契約又は第４種契約において利用の一時中断があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（譲渡）
第７条　当社は、端末設備を提供している第１種契約又は第２種契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。
この場合において、譲受人は、契約者が本規約に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

（転用）
第７条の２　当社は、端末設備を提供している音声利用ＩＰ通信網サービスの転用があった場合は、本サービス（ISDN回線対応端末収容装置及び身体障害者等が利用する宅内機器を除きます。）も転用されることとします。
２　当社は、音声利用ＩＰ通信網サービスの転用があったときは、ISDN回線対応端末収容装置及び身体障害者等が利用する宅内機器を除き、契約者から当社と締結している転用前の利用契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

（事業者変更）
第７条の３　当社は、端末設備を提供している音声利用ＩＰ通信網サービスの事業者変更があった場合は、本サービス（ISDN回線対応端末収容装置及び身体障害者等が利用する宅内機器を除きます。）も事業者変更されることとします。
２　当社は、音声利用ＩＰ通信網サービスの事業者変更があったときは、ISDN回線対応端末収容装置及び身体障害者等が利用する宅内機器を除き、契約者から当社と締結している事業者変更前の利用契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

（契約者による利用契約の解除）
第８条　契約者は、本サービスに係る利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

（当社が行う利用契約の解除）
第９条　当社は、第10条（端末設備の利用停止）の規定により端末設備の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。
２　当社は、第10条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、端末設備の利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
３　当社は、第１項又は第２項に規定する場合のほか、端末設備に係る第１種契約、第２種契約又は第４種契約について契約の解除（ISDN回線対応端末収容装置及び身体障害者等が利用する宅内機器については、音声利用ＩＰ通信網サービスの転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったときは、その利用契約を解除します。
４　当社は、前２項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
　ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りでありません。

（端末設備の利用停止）
第10条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、端末設備の利用を停止することがあります。
(1) 第１種契約、第２種契約又は第４種契約において利用停止があったとき。
(2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(3) 第16条（利用に係る義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
２　当社は、前項の規定により端末設備の利用を停止をするときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。
　ただし、ISDN回線対応端末収容装置又は身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用ＩＰ通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りでありません。

（端末設備の種類）
第11条　当社は、第１種契約者から請求があったときは、その１の利用契約につき１のＩＰ電話対応装置を無償で貸与し、その契約者回線に係る電気通信サービスが約款に規定する第１種サービスの保守の態様による細目のタイプ１に係るものである場合、当社は、午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。
２　当社は、タイプ２のメニュー１に係る第２種契約者から請求があったときは、その１の利用契約につき１のルータ機能付ＩＰ電話対応装置を無償で貸与し、その利用回線に係る電気通信サービスがＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５の保守の態様による細目について、タイプ１－１に係るものである場合、当社は、午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を、タイプ１－２に係るものである場合、当社は、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。この場合において、その第２種契約者（その第２種契約に係る利用回線がＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービスである場合に限ります。）は、Ｉ型（拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものをいい、プラン２に係る第２種契約者に限り選択していただけ

るものとします。)、Ⅱ型（拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものであって、Ⅲ型以外のものをいいます。）若しくはⅢ型（拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものであって、過電圧対応機能を具備したものをいいます。）のうちいずれか１つを選択していただきます。
３　前２項の規定によるほか、当社は、第１種契約者又は第２種契約者（メニュー３に係る契約者を除きます。）から請求があったときは、その１の利用契約につき１の端末設備を料金表第１表（料金）の定めるところにより提供します。

（料金及び工事に関する費用の支払義務）
第12条　契約者は、その利用契約に基づいて当社から端末設備の提供を受けたとき又は工事を要する請求をし承諾を受けたときは、本規約に規定する料金及び工事に関する費用の支払いを要します。
２　請求書等の発行に関する料金の適用、料金の計算方法、料金及び工事に関する費用の支払方法、割増金、延滞利息並びにその他料金の取扱いについては約款の規定を準用します。

（設置場所の提供等）
第13条　音声利用ＩＰ通信網サービスに係る利用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
２　当社が提供する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

（切分責任）
第14条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
２　前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、音声利用ＩＰ通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
３　当社は、前項の試験により当社が提供する端末設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
（注）本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

（免責等）
第15条　当社は、当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
２　当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その契約者の損害（約款の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。）を賠償します。

（利用に係る義務）
第16条　契約者は、次のことを守っていただきます。
(1) 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
　ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
(2) 当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又は音声利用ＩＰ通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
(4) 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
(5) 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
(6) 端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
２　契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（端末設備の返還等）
第17条　第８条（契約者による利用契約の解除）又は第９条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除となったときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。
２　前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額を請求することができます。

（その他）
第18条　本規約に定めのない事項は、約款の規定を準用します。

料金表

第１表　料金

１　適用

| 区　　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 身体障害者等が利用する宅内機器に関する機器利用料の適用 | ２（機器利用料）２－１(2)及び２－２(4)に規定する角かっこ内の料金額は、次の者がその宅内機器を利用する場合に限り適用します。<br>ア　シルバーホンに係るもの<br>（ア）　65歳以上のひとり暮し老人（65歳以上の老人であって、心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。）<br>（イ）　身体障害者<br>イ　通話録音機能付き端末に係るもの<br>契約者が特殊詐欺の被害を防止するために利用するものと当社が認めた者 |

２　機器利用料

２－１　第１種サービスに係るもの

(1)　(2)以外のもの

１装置ごとに月額

| 区　　分 | 料　金　額 |
|---|---|
| ISDN回線対応端末収容装置 | 300円（税込価格 330円） |
| 備考<br>１　１の第１種契約につきISDN回線対応端末収容装置を契約することができる数は、１とします。<br>２　利用回線に係る電気通信サービスが約款に規定する第１種サービスの保守の態様による細目のタイプ１に係るものである場合、当社は、午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。 | |

(2)　身体障害者等が利用する宅内機器に関するもの

| 区　　分 | | | | | 単　位 | 料金額（月額） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| シルバーホン（ひびき） | 骨伝導による受話及びその音量、音質を調節する機能を有する電話機 | | | | １個ごとに | [680円] |
| シルバーホン（ふれあい） | 重度の肢体不自由者がダイヤル操作等を容易に行うことができる機能を有する電話機 | 電話機 | | | １個ごとに | [550円]<br>1,100円 |
| | | 付加装置 | リモートスイッチ | | １装置ごとに | [100円]<br>250円 |
| | | | 呼気スイッチ | | １装置ごとに | [200円]<br>400円 |
| シルバーホン（あんしんS） | 緊急ボタンの操作により、特定の加入電話の契約者回線等を自動的に呼び出し、あらかじめ録音しているメッセージを送出する機能を有する機器 | 基本装置 | | | １装置ごとに | [180円（税込価格 198円)]<br>480円（税込価格 528円） |
| | | 付加機能 | リモートスイッチ | 有線方式によるもの | １装置ごとに | [50円（税込価格 55円)]<br>100円（税込価格 110円） |
| | | | | 無線方式によるもの | １装置ごとに | [200円（税込価格 220円)]<br>400円（税込価格 440円） |
| 通話録音機能付き端末 | その端末を接続した電話機による通話において発信者又は着信者へのガイダンスを送出する機能及び通話の内容を録音する機能を有する機器 | | | | １個ごとに | [0円（税込価格 0円]<br>500円(税込価格 550円) |

２－２　第２種サービスに係るもの

(1)　(4)以外のものであってメニュー１に係るもの

１装置ごとに月額

| 区　　分 | | | | | 料　金　額 |
|---|---|---|---|---|---|
| タイプ２に係るもの | 無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置 | 基本装置 | Ｉ－１型 | | 300円　（税込価格 330円） |
| | | | Ⅱ型 | 下記以外の区域 | 300円　（税込価格 330円） |
| | | | | 当社が別に定める提供区域 | － |
| | | | Ⅲ型 | | 300円　（税込価格 330円） |
| | | 増設装置 | | | 300円　（税込価格 330円） |
| | 無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付ＩＰ電話対応装置 | | | | 100円　（税込価格 110円） |
| | ISDN回線対応端末収容装置 | | | | 300円　（税込価格 330円） |

備考

１　削除

２　無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ－１型は拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものであるもの、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のⅡ型及びⅢ型は拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものであるものをいい、これらのうち無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のⅢ型は過電圧対応機能を具備したものをいいます。

３　タイプ２に係る無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ－１型は、プラン２に限り提供します。

４　無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ－１型又は増設装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11a、IEEE802.11b及びIEEE802.11gにより、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のⅡ型を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11b 、IEEE802.11g 及びIEEE802.11nにより、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のⅢ型を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n及びIEEE802.11acにより符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。

５　当社は、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置については、基本装置を利用する契約者に限り増設装置を提供します。ただし、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置については、１の基本装置に係る増設装置の数を４までとします。

６　１の第２種契約につきISDN回線対応端末収容装置を契約することができる数は、１とします。

７　削除

８　タイプ２に係るものについては、利用回線に係る電気通信サービスがＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５の保守の態様による細目のタイプ１－１に係るものである場合、当社は、午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。

９　タイプ２に係るものについては、利用回線に係る電気通信サービスがＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５の保守の態様による細目のタイプ１－２に係るものである場合、当社は、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。

10　タイプ２に係る無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付ＩＰ電話対応装置は、利用回線に係る電気通信サービスがＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５－１の10Gb/s及びメニュー５－２の10Gb/sに係るＩＰ通信網サービスである場合に限り提供します。

(2) (4)以外のものであってメニュー２に係るもの

１装置ごとに月額

| 区　　分 | | | | | 料　金　額 |
|---|---|---|---|---|---|
| タイプ２に係るもの | ＩＰ電話対応装置 | Ⅰ型 | Ⅰ－２型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,000円（税込価格 1,100円） |
| | | | | ISDN(BRI)インターフェースを有するもの | 1,000円（税込価格 1,100円） |
| | | Ⅱ型 | Ⅱ－２型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,500円（税込価格 1,650円） |
| | | | | ISDN(BRI)インターフェースを有するもの | 1,500円（税込価格 1,650円） |

備考

１　ＩＰ電話対応装置について、Ⅰ型のものは、アナログ又はISDN（BRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネル数が１装置ごとに４までのもの、Ⅱ型のものは、アナログ又はISDN（BRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネル数が１装置ごとに８までのものをいいます。

２　タイプ２に係るＩＰ電話対応装置について、Ⅰ－２型及びⅡ－２型のものは過電圧対応機能を具備したものをいいます。

３　タイプ２に係るものについては、利用回線に係る電気通信サービスがＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５の保守の態様による細目のタイプ１－１に係るものである場合、当社は、午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。

４　タイプ２に係るものについては、利用回線に係る電気通信サービスがＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５の保守の態様による細目のタイプ１－２に係るものである場合、当社は、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。

(3) (4)以外のものであってメニュー３に係るもの

１装置ごとに月額

| 区　　分 | | | | 料　金　額 |
|---|---|---|---|---|
| 集線機能付きＩＰ電話対応装置 | Ⅰ型 | Ⅰ－２型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,000円（税込価格 1,100円） |
| | | | ISDN(BRI)インターフェースを有するもの | 1,000円（税込価格 1,100円） |
| | Ⅱ型 | Ⅱ－２型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,500円（税込価格 1,650円） |
| | | | ISDN(BRI)インターフェースを有するもの | 1,500円（税込価格 1,650円） |
| | Ⅲ型 | Ⅲ－３型 | | 5,400円（税込価格 5,940円） |

備考

１　集線機能付きＩＰ電話対応装置について、Ⅰ型のものは、アナログ又はISDN （BRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が１装置ごとに４までのもの、Ⅱ型のものは、アナログ又はISDN(BRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が１装置ごとに８までのもの、Ⅲ型のものはISDN（PRI）インターフェースを有するものであって、ISDN（PRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が１装置ごとに23までのものをいいます。

２　集線機能付きＩＰ電話対応装置について、Ⅰ－２型、Ⅱ－２型及びⅢ－３型のものは過電圧対応機能を具備したものをいいます。

３　集線機能付きＩＰ電話対応装置について、他の集線機能付きＩＰ電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャネル数は、当社が別に定める数までとします。

４　利用回線に係る電気通信サービスがＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５の保守の態様による細目のタイプ１－１に係るものである場合、当社は、午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。

５　利用回線に係る電気通信サービスがＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５の保守の態様による細目のタイプ１－２に係るものである場合、当社は、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。

(4)　メニュー１、メニュー２又はメニュー３に係るものであって、身体障害者等が利用する宅内機器に関するもの

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th>単　位</th><th>料金額（月額）</th></tr>
<tr><td>シルバーホン（ひびき）</td><td colspan="3">骨伝導による受話及びその音量、音質を調節する機能を有する電話機</td><td>１個ごとに</td><td>[680円]</td></tr>
<tr><td rowspan="3">シルバーホン（ふれあい）</td><td rowspan="3">重度の肢体不自由者がダイヤル操作等を容易に行うことができる機能を有する電話機</td><td colspan="2">電話機</td><td>１個ごとに</td><td>[550円]<br>1,100円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">付加装置</td><td>リモートスイッチ</td><td>１装置ごとに</td><td>[100円]<br>250円</td></tr>
<tr><td>呼気スイッチ</td><td>１装置ごとに</td><td>[200円]<br>400円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">シルバーホン（あんしんS）</td><td rowspan="4">緊急ボタンの操作により、特定の加入電話の契約者回線等を自動的に呼び出し、あらかじめ録音しているメッセージを送出する機能を有する機器</td><td colspan="2">基本装置</td><td>１装置ごとに</td><td>[180円（税込価格 198円)]<br>480円（税込価格 528円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">付加機能</td><td rowspan="2">リモートスイッチ</td><td>有線方式によるもの</td><td>１装置ごとに</td><td>[50円（税込価格 55円)]<br>100円（税込価格 110円）</td></tr>
<tr><td>無線方式によるもの</td><td>１装置ごとに</td><td>[200円（税込価格 220円)]<br>400円（税込価格 440円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通話録音機能付き端末</td><td colspan="3">その端末を接続した電話機による通話において発信者又は着信者へのガイダンスを送出する機能及び通話の内容を録音する機能を有する機器</td><td>１個ごとに</td><td>[0円（税込価格 0円]<br>500円(税込価格 550円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">メニュー1に係るものに限り提供します。</td></tr>
</table>

備考

１　タイプ２に係るものについては、利用回線に係る電気通信サービスがＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５の保守の態様による細目のタイプ１－１に係るものである場合、当社は、午前９時から 午後５時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、 午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。

２　タイプ２に係るものについては、利用回線に係る電気通信サービスがＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５の保守の態様による細目のタイプ１－２に係るものである場合、当社は、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。

２－３　第４種サービスに係るもの

１装置ごとに月額

| 区　　分 | | | | 料　金　額 |
|---|---|---|---|---|
| 集線機能付きＩＰ電話対応装置 | Ⅰ型 | Ⅰ－２型 | アナログインターフェースを有するもの | － |
| | | | ISDN（BRI）インターフェースを有するもの | － |
| | Ⅱ型 | Ⅱ－２型 | アナログインターフェースを有するもの | － |
| | | | ISDN（BRI）インターフェースを有するもの | － |
| | Ⅲ型 | Ⅲ－３型 | | － |

備考

１　集線機能付きＩＰ電話対応装置について、Ⅰ型のものは、アナログ又はISDN（BRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が１装置ごとに４までのもの、Ⅱ型のものは、アナログ又はISDN（BRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が１装置ごとに８までのもの、Ⅲ型のものはISDN（PRI）インターフェースを有するものであって、ISDN（PRI）インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が１装置ごとに23までのものをいいます。

２　集線機能付きＩＰ電話対応装置について、Ⅰ－２型、Ⅱ－２型及びⅢ－３型のものは過電圧対応機能を具備したものをいいます。

３　集線機能付きＩＰ電話対応装置について、他の集線機能付きＩＰ電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャネル数は、当社が別に定める数までとします

第２表　工事に関する費用

１　適用

| 区　　分 | 内　　容 |
|---|---|
| (1) 工事費の算定 | 工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費を合計して算定します。 |
| (2) 基本工事費の適用 | ア　機器工事に関する工事費の額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。<br>イ　１の者からの申込み又は請求により同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、基本工事費を適用します。 |
| (3) 機器工事費の適用 | 機器工事費は、端末機器の工事を要する場合に適用します。 |
| (4) 身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事費の適用 | ア　２（工事費の額）に規定する角かっこ内の工事費の額は、次の者が利用するシルバーホン（ふれあい）、シルバーホン（あんしんＳ）、に関する工事（以下この欄において「身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事」といいます。）の場合に限り、適用します。<br>（ア）65歳以上のひとり暮し老人（65歳以上の老人であって心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。）<br>（イ）身体障害者<br>イ　身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事と他の工事（交換機等工事のみの工事を除きます。）を同時に施工するときは、それらの工事を身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事以外の１の工事とみなして、基本工事費を適用します。 |
| (5) 機器工事費の適用除外 | 次の工事については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。<br>ア　電話サービス契約約款における緊急通報用電話契約の解除の通知と同時に第４種契約（メニュー１に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の第４種サービスに係る端末設備の設置に関する工事<br>イ　電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第４種契約（メニュー２に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の第４種サービスに係る端末設備の設置に関する工事（ただし、１の設置場所において１の第４種契約の申込みに係るものに限り適用します（その申込と同時にその他の第４種契約（メニュー２に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、その申込みに係るものについても適用します。)。)<br>ウ　当社は、約款における料金表第２表第１の１適用⑻のテ及びトの規定を適用する場合は、第２種サービス（プラン１のタイプ２のメニュー１のものに限ります。）の利用の開始に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費（ルータ機能付ＩＰ電話対応装置又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置に係るものに限ります。）については適用しません。<br>　ただし、その第２種契約者の責めに帰すべき理由により当社がその請求又は申込みを承諾後１年以内にその端末設備の提供を開始できなかった場合は、この限りでありません。 |
| (6) その他工事費の適用 | 基本工事費の適用、割増工事費の適用、工事費の減額適用については約款の規定を準用します。 |

２　工事費の額

端末設備の設置、移転又は設定変更に関する工事

<table>
<tr><th colspan="5">区　　分</th><th>単　　位</th><th>工事費の額</th></tr>
<tr><td colspan="5">基本工事費</td><td>１の工事ごとに<br><br>基本額<br>加算額</td><td>[2,000円（税込価格 2,200円)]<br>7,500円（税込価格 8,250円）<br>3,500円（税込価格 3,850円）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">機器工事費</td><td colspan="4">ア　イ～オ以外のもの</td><td>１装置ごとに</td><td>別に算定する実費</td></tr>
<tr><td colspan="4">イ　電話機</td><td>１個ごとに</td><td>[500円（税込価格 550円)]<br>1,200円（税込価格 1,320円）</td></tr>
<tr><td colspan="4">ウ　シルバーホン（ふれあい）の付加装置</td><td>１装置ごとに</td><td>[500円（税込価格 550円)]<br>1,100円（税込価格 1,210円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">エ　シルバーホン（あんしん）</td><td colspan="3">基本装置</td><td>１装置ごとに</td><td>[500円（税込価格 550円)]<br>1,200円（税込価格 1,320円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">付加装置</td><td rowspan="2">リモートスイッチ</td><td>有線方式によるもの</td><td>１装置ごとに</td><td>[500円（税込価格 550円)]<br>1,100円（税込価格 1,210円）</td></tr>
<tr><td>無線方式によるもの</td><td>１装置ごとに</td><td>[400円（税込価格 440円)]<br>800円（税込価格 880円）</td></tr>
<tr><td colspan="4">オ　通話録音機能付き端末</td><td>１個ごとに</td><td>500 円（税込価格 550 円）</td></tr>
</table>

附　則
本規約は平成16年９月15日から実施します。
附　則（平成17年３月24日西企営第122号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成17年３月28日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成17年４月26日西企営第13号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成17年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成17年５月20日西企営第18号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成17年５月24日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
附　則（平成17年11月29日西企営第72号）
この改正規定は、平成17年11月30日から実施します。
附　則（平成18年１月13日西企営第85号）
この改正規定は、平成18年１月16日から実施します。
附　則（平成18年３月８日西企営第103号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年３月10日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている第１種契約については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている第１種契約とみなして取り扱います。

| | |
|---|---|
| ＩＰ電話対応装置（ISDNインターフェースを有するもの） | ＩＰ電話対応装置（ISDN（BRI）インターフェースを有するもの） |

附　則（平成18年４月27日西企営第７号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 18 年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　西企営第18号（平成17年５月20日）の附則第３項を削除します。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成18年６月16日西企営第22号）
この改正規定は、平成18年６月29日から実施します。
附　則（平成20年３月27日西企営第113号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年３月31日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている利用契約については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている利用契約とみなして取り扱います。

| | |
|---|---|
| 第２種サービスに係る端末設備 | 第２種サービスのタイプ１に係る端末設備 |

附　則（平成21年２月23日西企営第162号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成21年２月25日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている利用契約については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている利用契約とみなして取り扱います。

| | |
|---|---|
| 無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置 | 無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置のうち基本装置 |

附　則（平成21年６月８日西企営第29号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年６月10日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の端末設備については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備とみなして取り扱い、料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

| | |
|---|---|
| 第１種サービスに係るＩＰ電話対応装置のうちアナログインターフェースを有するもの | 第１種サービスに係る着信方式限定型ＩＰ電話対応装置のうちアナログインターフェースを有するもの |
| 第１種サービスに係るＩＰ電話対応装置のうちISDN（BRI）インターフェースを有するもの | 第１種サービスに係る着信方式限定型ＩＰ電話対応装置のうちISDN（BRI）インターフェースを有するもの |

３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成22年３月30日西企営第185号）

この改正規定は、平成22年３月30日から実施します。

附　則（平成22年５月31日西企営第28号）

この改正規定は、平成22年６月１日から実施します。

附　則（平成23年３月31日西企営第195号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年５月20日西企営第24号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年５月23日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

| | |
|---|---|
| 第２種サービスのタイプ２のメニュー１に係るルータ機能付ＩＰ電話対応装置 | 第２種サービスのタイプ２のメニュー１に係るルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型 |
| 第２種サービスのタイプ２のメニュー１に係る無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置 | 第２種サービスのタイプ２のメニュー１に係る無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ型 |

３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年６月28日西企営第50号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年７月1日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている第２種契約者については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている第２種契約とみなして取り扱います。

| | |
|---|---|
| ＩＰ電話対応装置のうちISDN（PRI）インターフェースを有するもの | 集線機能付きＩＰ電話対応装置のうちISDN（PRI）インターフェースを有するもの |
| 複数ＩＰ電話対応装置集線装置のＩ型 | 複数ＩＰ電話対応装置集線装置 |
| 複数ＩＰ電話対応装置集線装置のⅡ型 | 集線機能付きＩＰ電話対応装置のうちISDN（PRI）インターフェースを有するもの |

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年９月21日西企営第96号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年９月26日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、こ

の改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

| | |
|---|---|
| 第２種サービスのタイプ２のメニュー１に係る無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ型 | 第２種サービスのタイプ２のメニュー１に係る無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ－１型 |

３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年３月14日西企営第182号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年３月24日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年5月21日西企営21号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年５月23日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年６月14日西企営第41号）

この改正規定は、平成24年６月29日から実施します。

附　則（平成24年７月31日西企営第70号）

この改正規定は、平成24年８月１日から実施します。

附　則（平成24年12月13日西企営第141号）

この改正規定は、平成24年12月14日から実施します。

附　則（平成25年２月20日西企営第169号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年２月21日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の端末設備については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備とみなして取り扱い、料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

| | |
|---|---|
| ＩＰ電話対応装置のうちISDN（PRI）インターフェースを有するもの | ＩＰ電話対応装置のⅢ型 |
| 集線機能付きＩＰ電話対応装置のうちISDN（PRI）インターフェースを有するもの | 集線機能付きＩＰ電話対応装置のⅢ－１型 |

３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成25年４月30日西企営第18号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年１月９日西企営第147号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年１月11日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年１月29日西企営第164号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年１月31日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年２月26日西企営第173号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成26年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成26年１月24日西企営第156号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成26年10月10日西企営第83号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成26年10月15日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の端末設備については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備とみなして取り扱い、料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

| | |
|---|---|
| 第２種サービスのタイプ２のメニュー２に係るＩＰ電話対応装置のＩ型 | 第２種サービスのタイプ２のメニュー２に係るＩＰ電話対応装置のＩ－１型 |
| 第２種サービスのタイプ２のメニュー２に係るＩＰ電話対応装置のⅡ型 | 第２種サービスのタイプ２のメニュー２に係るＩＰ電話対応装置のⅡ－１型 |
| 第２種サービスのメニュー３に係る集線機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型 | 第２種サービスのメニュー３に係る集線機能付ＩＰ電話対応装置のＩ－１型 |
| 第２種サービスのメニュー３に係る集線機能付ＩＰ電話対応装置のⅡ型 | 第２種サービスのメニュー３に係る集線機能付ＩＰ電話対応装置のⅡ－１型 |

３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成27年１月28日西企営第127号）
この改正規定は、平成27年２月１日から実施します。
附　則（平成27年４月28日西企営第13号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成27年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成27年10月22日西企営第93号）
この改正規定は、平成27年11月１日から実施します。
附　則（平成28年３月30日西企営第169号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成28年４月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している第１種サービスに係る端末設備を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　西企営第18号（平成25年４月30日）の附則第２項を「２　削除」に改めます。
附　則（平成28年７月27日西企営第79号）
この改正規定は、平成28年７月29日から実施します。
附　則（平成29年６月27日西企営第39号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成29年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成29年７月10日西企営第58号）
（実施期日）
この改正規定は、平成29年７月12日から実施します。
附　則（平成30年３月27日西企営第198号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成30年12月10日西企営第142号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年12月20日から実施します。
（経過措置）
２　第２種サービスのプラン２のタイプ３に係る利用契約に関する料金その他の提供条件については、第３項から第８項に規定するもの以外は、第２種サービスのプラン２のタイプ２のメニュー１－１の場合に準ずるものとします。
３　当社は、第２種サービスのプラン２のタイプ３に係る第２種契約者から請求があったときは、その１の利用契約につき１のルータ機能付ＩＰ電話対応装置に代えて、平成31年１月31日時点で第２種サービスのプラン２のタイプ１において貸与していた１のＩＰ電話対応装置又は同時通信機能対応型ＩＰ電話対応装置を無償で貸与します。
４　当社は、第２種サービスのプラン２のタイプ３に係る第２種契約者から請求があったときは、その１の利用契約につき１の同時通信機能・無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話対応装置（この端末設備を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11a、IEEE802.11b及びIEEE802.11gにより符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができ、月額料金を100円(税込価格 110円)とします。）を、その第２種契約者が平成31年１月31日時点で第２種サービスのプラン２のタイプ１において同一の端末設備を利用していた者である場合に限り、提供します。
５　当社は、第２種サービスのプラン２のタイプ３については、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、ＩＳＤＮ回線対応端末収容装置、映像通信対応装置及びシルバーホンは提供しません。
６　当社は、改正前の規定により提供している第２種サービスのプラン２のタイプ１に係る第２種契約者から、第２種サービスのプラン２のタイプ３に係る第２種契約の申込み又は第２種サービスのプラン２のタイプ３への細目の変更の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合は、その契約者回線の設置又は細目の変更に係る端末設備の設置に係る機器工事費については適用しません。
７　当社は、第２種サービスのプラン２のタイプ３に係る第２種契約者から、第２種サービスのプラン２のタイプ２に係る細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その細目の変更に係る端末設備の設置に係る機器工事費（ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置に限ります。）については適用しません。
８　当社は、第２種サービスのプラン２のタイプ３に係る第２種契約者から、第２種サービスのプラン１のタイプ２のメニュー１に係る第２種契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その第２種サービスの利用の開始に係る端末設備の設置に係る機器工事費（ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置に限ります。）については適用しません。
附　則（平成31年１月29日西企営第159号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成31年２月１日から実施します。
（端末設備の提供終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているＩＰ電話対応装置、同時通信機能対応型ＩＰ電話対応装置及び同時通信機能・無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話対応装置の提供を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（令和元年５月７日西企営第18号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和元年５月８日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型（プラン１に係るものに限ります。）、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ-１型（プラン１に係るものに限ります。）及びＩ-２型に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

４　前項の規定にかかわらず、ルータ機能付IP電話対応装置のＩ型（プラン１に係るものに限ります。）、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置のＩ-１型（プラン１に係るものに限ります。）及びＩ-２型の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) タイプ２のメニュー１に係る第２種契約者（プラン１に係るものに限ります。）から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置のＩ-１型及びＩ-２型に係る利用契約の解除の通知と同時に、ルータ機能付IP電話対応装置のＩ型の提供の請求があった場合、ルータ機能付回線接続装置のＩ型を無償で貸与します。

(2) 別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるＩＰ通信網サービスに係る契約者から、ＩＰ通信網サービス契約約款に規定するＩＰ通信網サービスへの品目の変更の請求（メニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３への変更に限ります。）と同時に、約款に定める第１種サービス（プラン１のタイプ２のメニュー１に係るものに限ります。）の申込み及びルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ-１型又はＩ-２型を提供します。

(3) 約款に定める第１種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）又は第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者から第２種契約の解除の通知と同時に、ＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のものに係るＩＰ通信網サービス並びに約款に定める第１種サービス（プラン１のタイプ２のメニュー１に係るものに限ります。）の申込み、及びルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ-１型又はＩ-２型を提供します。

附　則（令和元年６月26日西企営第62号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している映像通信対応装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和元年６月26日西企営第63号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているＩＰ電話対応装置のＩ－１型及びⅡ－１型（メニュー２に係るものに限ります。）、ＩＰ電話対応装置のＩ型及びⅡ型（メニュー３に係るものに限ります。）並びに集線機能付ＩＰ電話対応装置のＩ－１型、Ⅱ－１型及びⅢ－１型（メニュー３に係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和元年６月27日西企営第73号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　ルータ機能付ＩＰ電話対応装置のⅡ型（プラン１に係るものに限ります。）、 無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のⅡ－１型　（プラン１に係るものに限ります。）及びⅡ－２型については、西企営第63号（令和元年６月26日）の附則第２項の規定にかかわらず、改正後の第７条の３（事業者変更）の規定を適用します。

附　則（令和２年２月12日西企営第195号）

この改正規定は、令和２年２月20日から実施します。

附　則（令和２年３月23日西企営第210号）

この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。

附　則（令和３年10月14日西企営第144号）

この改正規定は、令和３年10月18日から実施します。

附　則（令和５年３月13日西企営第153号）

この改正規定は、令和５年３月13日から実施します。

附　則（令和５年３月30日西企営172号）

この改正規定は、令和５年３月31日から実施します。

附　則（令和５年４月28日企営第155500000021号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（期間を限定した通話録音機能付き端末の工事に関する費用の割引）
３　令和５年５月１日から令和５年10月31日までの間に本規約に基づき通話録音機能付き端末を利用する契約の申込者（特殊詐欺の被害を防止するためにその端末設備を利用するものと当社が認めた者に限ります。）から申出があり、当社が承諾した場合は、その端末設備の設置に関する基本工事費（基本額の部分に限ります。）、及び機器工事費について、第２表（工事に関する費用）２（工事費の額）に規定する額に代えて、０円を適用します。
４　３に規定する申出期間中であっても、この期間を限定した工事に関する費用の割引の適用数が5,000契約（当社が別に定める方法によります。）に達した場合はその申出の受付を終了します。この場合において、当社は受付を終了したことを当社のホームページにおいて掲示します。
附　則（令和５年５月29日企営第155500000037号）
この改正規定は、令和５年５月31日から実施します。
附　則（令和５年７月30日企営第155500000089号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　西企営第18号（令和５年５月7日）の附則第４項を次のとおり改めます。
前項の規定にかかわらず、ルータ機能付IP電話対応装置のＩ型（プラン１に係るものに限ります。）、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置のＩ-１型（プラン１に係るものに限ります。）及びＩ-２型の取扱いについては、次のとおりとします。
(1) タイプ２のメニュー１に係る第２種契約者（プラン１に係るものに限ります。）から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置のＩ-１型及びＩ-２型に係る利用契約の解除の通知と同時に、ルータ機能付IP電話対応装置のＩ型の提供の請求があった場合、ルータ機能付回線接続装置のＩ型を提供します。
(2) 別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるＩＰ通信網サービスに係る契約者から、ＩＰ通信網サービス契約約款に規定するＩＰ通信網サービスへの品目の変更の請求（メニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３への変更に限ります。）と同時に、約款に定める第１種サービス（プラン１のタイプ２のメニュー１に係るものに限ります。）の申込み及びルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ-１型又はＩ-２型を提供します。
(3) 約款に定める第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限ります。）に係る契約者から第２種契約の解除の通知と同時に、ＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のものに係るＩＰ通信網サービス並びに約款に定める第１種サービス（プラン１のタイプ２のメニュー１に係るものに限ります。）の申込み、及びルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ-１型又はＩ-２型を提供します。
附　則（令和５年11月30日企営第155500000189号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年12月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（令和５年12月５日企営第155500000198号）
この改正規定は、令和５年12月７日から実施します。
附　則（令和６年２月27日企営第155500000265号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和６年３月22日企営第155500000288号）
この改正規定は、令和６年３月28日から実施します。
附　則（令和６年７月25日企営第155500000402号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ-１型（プラン１に係るものに限ります。）及びＩ-２型に係る機器利用料については、西企営第18号（令和元年５月７日）の附則第３項の規定にかかわらず、１装置ごとに月額300円（税込価格 330円）を適用します。
附　則（令和６年８月27日企営第155500000431号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年９月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　西企営第18号（令和元年５月７日）の附則第４項第３号を次のとおり改めます。
⑶　約款に定める第１種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）又は第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者から第２種契約の解除の通知と同時に、ＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のものに係るＩＰ通信網サービス並びに約款に定める第１種サービス（プラン１のタイプ２のメニュー１に係るものに限ります。）の申込み、及びルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付ＩＰ電話対応装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のＩ-１型又はＩ-２型を提供します。
附　則（令和６年12月25日企営第155500000525号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和７年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（令和７年１月29日企営第155500000558号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和７年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　企営第155500000402号（令和６年７月25日）の附則第１項を「この改正規定は、令和６年８月１日から実施します。」に改めます。